

## 食中毒事例の発生について

### 1 概要

「割烹 松尾」において、平成 31 年 1 月 26 日（土）から 27 日（日）にかけて調理・提供された食事を喫食した 4 グループ（118 名）のうち 24 名を調査し、17 名が嘔吐、下痢を主症状とする食中毒症状を呈していることが確認された。

患者の共通食は当該施設で調理された食事のみであったこと、また、患者 17 名中 10 名の検便検査で 9 名及び調理従事者 5 名中 4 名からノロウイルス GⅡを検出したことから、中央西福祉保健所は当該施設において調理・提供された食事を原因とする食中毒であると断定した。

### 2 探知

平成 31 年 1 月 28 日（月）10 時頃、中央西福祉保健所に、当該施設を利用した者から嘔吐、下痢の症状を呈する者が複数名いる旨の連絡があり、調査を開始した。

### 3 発症日時、潜伏期間及び主症状

- （1）発症日時：平成 31 年 1 月 27 日（日）15 時 00 分頃から 29 日（火）2 時 00 分頃
- （2）潜伏期間：21～37 時間
- （3）主症状：嘔吐、下痢

### 4 患者の状況（現在、全員、快方に向かっている）

- （1）患者数 17 名（男性 7 名、女性 10 名）（27～74 歳）
- （2）医療機関受診者 15 名（男性 5 名、女性 10 名）（入院者無）

### 5 原因施設

名称及び所在地：「割烹 松尾」 土佐市高岡町甲 2080  
営業者の氏名：株式会社松尾 代表取締役 松尾 修（まつお おさむ）

### 6 原因食品、提供料理及び病因物質

- （1）原因食品：平成 31 年 1 月 26 日（土）から 27 日（日）にかけて調理・提供された食事
- （2）提供料理：寿司、刺身、揚げ物、サラダ等
- （3）病因物質：ノロウイルス GⅡ

### 7 行政措置及び対策

- （1）行政措置：平成 31 年 1 月 30 日（水）から 2 月 1 日（金）まで 3 日間の営業停止処分  
（当該施設は、1 月 29 日（火）から自主休業中）
- （2）対策：施設の清掃、消毒及び衛生管理について指導

### 8 ノロウイルス食中毒について

ノロウイルスは、嘔吐、下痢、腹痛、発熱等を主症状とする急性胃腸炎を起こすウイルスで、年間を通じて発生し、特に秋から春先にかけて、毎年全国的に多発している。通常は 2～3 日で回復する。比較的少ないウイルス量で発症し、ヒト→ヒトの感染症や、ヒト→食品→ヒトという経路で食中毒を起こすことがあり、集団発生となりやすいので注意が必要である。

また、症状がなくても、ウイルスを保有している場合があるため、予防には、トイレ後や調理時の十分な手洗いと食材の十分な加熱（中心温度 85～90 度で 90 秒以上）が重要である。

### 9 食中毒発生状況（本件を除く。）

| 年次      | 高知県（高知市除く） |     | 高知市 |     | 合 計 |     |
|---------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
|         | 件数         | 患者数 | 件数  | 患者数 | 件数  | 患者数 |
| 平成 29 年 | 5          | 25  | 5   | 162 | 10  | 187 |
| 平成 30 年 | 7          | 205 | 8   | 156 | 15  | 361 |
| 平成 31 年 | 0          | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |